

給付金一覧表

令和4年6月

給付の種類		必要書類(コピー可)	金額	
祝金	結婚(会員)	・戸籍謄(抄)本または婚姻受理証明書	¥30,000	
	結婚記念(25年)	・戸籍謄(抄)本	¥10,000	
	結婚記念(35年)		¥10,000	
	結婚記念(50年)		¥10,000	
	子の出生		・戸籍謄(抄)本 ・母子手帳(出生届出済証明) ・医師の証明書 のうちのいずれか一つ	¥16,000
	子の小学校入学	・在学証明書 ・入学通知書 ・就学通知書 のうちのいずれか一つ	¥10,000	
死亡弔慰金	会員	本人の疾病死亡(但し71歳以上は¥50,000)	①保険金請求書(所定様式) ②戸籍謄(抄)本	¥100,000
		不慮の事故等	③医師の死亡診断書 ・死体検案書 ・死亡届受理証明書 のうちのいずれか一つ	¥150,000
		交通事故	④委任状(互助会用、全労済用 各1部ずつ)	¥100,000
	配偶者の死亡		¥100,000	
	子の死亡	①戸籍謄(抄)本 ②医師の死亡診断書 ・死体検案書 ・死亡届受理証明書 のうちのいずれか一つ	¥40,000	
	親の死亡(義父母も可)		¥12,000	
	住宅災害による同居親族の死亡		¥10,000	
障害見舞金	疾病による重度障害(但し71歳以上は¥50,000)	①医師の後遺症診断書	¥100,000	
	不慮の事故等による後遺障害	①医師の後遺症診断書 ②不慮の事故である証明	¥150,000	
	交通事故による後遺障害	①医師の後遺症診断書 ②交通事故である証明	¥100,000	
傷病見舞金	休業14日以上30日未満	①休業証明書(所定様式) ②傷病休業保険金請求書(所定様式) ③医師の診断書 ・入院証明書 ・領収明細書 のうちのいずれか一つ	¥15,000	
	休業30日以上60日未満		¥30,000	
	休業60日以上90日未満		¥35,000	
	休業90日以上120日未満		¥50,000	
	休業120日以上		¥55,000	
住宅見舞金	火災等による	①住宅災害等 共済金請求書(所定様式) ②罹災証明	¥100,000(最高)	
	自然災害による		¥30,000(最高)	
在会慰労金	10年	証明書不要	¥10,000	
	20年		¥20,000	
	30年		¥30,000	
退会餞別金	5年	証明書不要 ※退会理由により委任状が必要になる場合がございます。	¥5,000	
	10年		¥10,000	
	15年		¥20,000	
	20年		¥30,000	
給付自	子の中学校入学	・在学証明書 ・入学通知書 ・就学通知書 ・生徒手帳 のうちのいずれか一つ	¥10,000	
検診	人間ドック(負担額20,000円以上)	①健康管理補助申請書(所定様式) ②受診者名・受診料金・受診内容の確認できるもの(領収明細書等)	¥7,000	
	人間ドック(負担額20,000円未満)		¥5,000	
	生活習慣病予防検診		¥1,000	

備考

- ◆ご申請後、給付まで1~2ヶ月ほど期間を要する場合がございます。
- ◆事由発生日から期間が経過していると給付できない場合がございますので、事由発生後は速やかにご申請ください。
- ◆ご申請は、羽曳野市勤労者互助会給付金申請書(※)と上記の必要書類(コピー可)をご準備のうえ併せてご提出ください。
※給付金申請書は事務局窓口でお受け取りいただくか、ホームページよりダウンロードいただけます。
- ◆退会餞別金につきましては、令和3年4月1日以降に入会された会員様は対象外となります。